

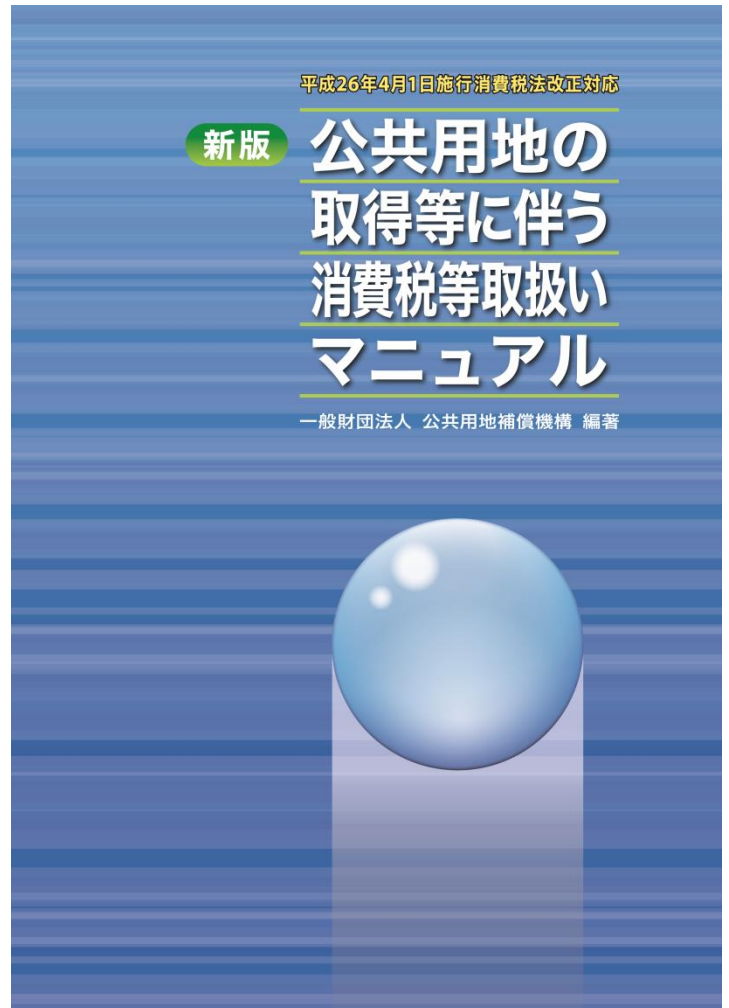
新版

公共用地の取得等に伴う 消費税等取扱いマニュアル

—平成26年4月1日施行消費税法改正対応—

平成26年5月中旬刊行

- 平成26年3月12日に中央用地対策連絡協議会理事会申合せで、従来の「公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」が廃止され、「公共用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」が定められました。
- 本書は、この理事会申合せやこれに係る補償実務上の運用についての解説書であり、この理事会申合せをもとに、この間の消費税法令や補償基準等の改正状況も踏まえて、旧版を全面的に見直したものです。



○A4判 ○280頁 ○定価 本体4,400円（消費税等別）

送付先一箇所あたりの送付手数料等

次のとおり

1冊	600円
2冊	計1,200円
3冊～10冊	計1,500円
11冊以上	無料

編著：一般財団法人 公共用地補償機構

※お申込みは

当財団のホームページ（下記URL）にて受け付けております。

<https://www.hosyoukikou.jp/gaiyou/Page/hakkoutosyo.html>

＜新版＞公共用地の取得等に伴う消費税等取扱いマニュアル 目次（抄録）

－平成26年4月1日施行消費税法改正対応－

はじめに

【本書の利用にあたって】

I 消費税制のあらまし

- 1 消費税の性格
- 2 消費税の基本的仕組み
- 3 簡易課税制度の適用関係
- 4 地方消費税
- 5 用語の解説

II 損失の補償等に関する消費税等の取扱い

- 1 はじめに
- 2 中央用地対策連絡協議会理事会申合せの沿革について
- 3 平成26年3月12日中央用地対策連絡協議会理事会申合せについて

III 消費税等相当額補償業務の流れ

IV 消費税等の税額及び消費税等相当額の補償対象者

V 消費税等の税額及び消費税等相当額の補償額の算定方法

- ・理事会申合せ別添－1
消費税等の税額の算定方法
- ・理事会申合せ別添－2
消費税等相当額の算定方法
- ・理事会申合せ別添－3
公共補償における消費税等相当額の算定方法
- ・理事会申合せ別添－4
事業損失費用負担における消費税等相当額の算定方法

VI 国等に対する仕入税額控除の特例

- 1 国又は地方公共団体の一般会計
- 2 国又は地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人及び人格のない社団等

VII Q&A

- 1 消費税等相当額の補償について
Q 1～Q 12
- 2 補償判定資料の収集について
Q 13～Q 17
- 3 課税事業者かの判定について
Q 18～Q 23
- 4 課税売上割合について
Q 24～Q 33
- 5 課税資産、非課税資産の区分について
Q 34～Q 35
- 6 事業用資産の判定について
Q 36～Q 42
- 7 簡易課税制度について
Q 43～Q 44
- 8 国等に対する仕入税額控除の特例について
Q 45～Q 49
- 9 その他
Q 50～Q 51

資料編

〔資料1〕○公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いの改正について（通知）（H26.3.12 中央用対第8号）

〔資料2〕○国土交通省の直轄の公共用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて（H26.3.26 国土用第148号土地・建設産業局長通知）

〔資料3〕○国土交通省の直轄の公共用地の取得等に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて（通知）（H26.3.26 国土用第149号地価調査課長通知）

〔資料4〕○消費税の税率等の改正に伴う経過的取扱い関係通知

〔資料5〕参照条文等

- 1 消費税法（抄）（S63.12.30 法律第108号）
- 2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（抄）（H24.8.22 法律第68号）
- 3 消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（抄）（H25.10.1 閣議決定）
- 4 消費税法施行令（抄）（S63.12.30 政令第360号）
- 5 消費税法基本通達（抄）（H7.12.25）

〔資料6〕国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税（H26年6月 国税庁）（抜粋）

〔資料7〕消費税法令の改正等に関する資料

- 1 消費税改正のお知らせ（平成23年9月 税務署）及び参考資料
- 2 消費税改正等のお知らせ（平成25年11月 国税庁）